

仙台市立寺岡中学校いじめ防止基本方針

(平成26年4月)

1. 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立寺岡中学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめ防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめ防止などのための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立寺岡中学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2. 基本的な考え方

(1) いじめ防止などの対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめ防止などの対策に教職員一丸となって取り組んでいく。

<いじめの防止などに関する基本理念> (法第3条より)

- いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家族その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(2) いじめの定義

<いじめの定義> (法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止などに関する基本的な考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、いじめのない仙台市立寺岡中学校を目指して、教職員が一丸となって、家庭や地域・関係機関などとの連携のもと、取り組むものとする。

①いじめの防止

いじめのない学校づくりの基本となるものは、生徒一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対許されない」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では特に「道徳」「総合的な学習」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を生徒自身が深く考える機会を設けることや、生徒のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していく。

学校だよりなどによって、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報につとめ、学校と共通認識のもと、連携していじめ防止等に取り組んでいく。

また、教職員一人一人が、いじめの問題の特性を十分理解した上で、適切に対処できるよう適宜研修を実施し、資質の向上を図っていく。

②いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるもの」という認識のもと、全教職員が日常的な観察・巡視を行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする。

更には、日頃から、生徒や保護者が相談しやすい環境を作り、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、Q-U調査・教育相談等を通して、いじめの早期発見につとめる。また、空き時間の巡視計画を作成し、アンテナを高くしている。

③いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、生徒指導主事・学年主任・教育相談担当教諭・教頭を通じて校長へ報告し、いじめ不登校対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた生徒及びいじめた生徒への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別に丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ適切な連携を図ることとする。

○いじめられた生徒に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、生徒の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

○いじめた生徒には、いじめられた生徒の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いたり、解決はしたが生徒の心のケアが必要なケースもあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには進級などによる引き継ぎも適切に行っていく。

④家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、生徒の生命を大切にする心、他者を思いやり協力する態度を育むうえからも、保護者・地域住民と連携した心を育むための様々な取組を実施していく。

⑤関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係機関・関係施設との連携が重要である。特に本校においては、学区地域ぐるみ健全育成推進協議会を中心に、交番・児童館センターや市民センターなどとの協力・連絡体制をとって取組を進めていく。

3. いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

①寺岡中学校いじめ不登校対策委員会

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「仙台市立寺岡中学校いじめ不登校対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置している。

委員会の構成は、基本的に、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当教諭、学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラーによるものとし、校長が実情に応じて、毎年委員を任命する。内容や案件によって、校長は他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることが出来る。

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア、学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ、いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検評価
- ウ、いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ、いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定など）
- オ、その他いじめの防止等に関する重要事項

②仙台市立寺岡中学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「仙台市立寺岡中学校いじめ不登校対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「仙台市立寺岡中学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「仙台市立寺岡中学校いじめ調査委員会設置要綱」を定めて置き、対象事案が発生した場合には、委員を任命し迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組

①いじめの防止

- いじめについて生徒自らが深く考える機会とすることを目的として、例年5月、11月の「いじめ防止『きずな』キャンペーン」期間中の自主的な取組について、生徒会による活動を促し支援する。
- 生徒がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いを尊重する」を目標として、「道徳」や「総合的な学習の時間」などを活用し、学校全体で取り組む。なお、実施にあたっては、各学年の年間指導計画をもとに計画的に取り組む。
- いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況

などについて、学校便りなどを通して保護者や地域の方々へ広報する。

○いじめの防止等の対策に係わる教職員の資質の向上を図るため、研修会などに積極的に参加するとともに、校内研修を行う。実施にあたっては、本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画する。

②いじめの早期発見

○いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度校長が学校の状況を踏まえて決定し、生徒、保護者等に周知を図る。

- ・生徒からの相談；担任・養護教諭・スクールカウンセラー
- ・保護者、地域住民からの相談；教頭・教育相談担当教諭・生徒指導担当・担任

○いじめ実態把握調査の他に、教育相談前にアンケート調査を実施する。

○いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、夏休み期間中に生徒及び保護者との面談を実施する。

○いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見・把握のための注意事項など、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

③いじめへの対処

○事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめに対する対処にあたっては、本校いじめ不登校対策委員会が作成した「仙台市立寺岡中学校いじめ対応マニュアル」をもとに、個々の事案の内容を略まえて、本校いじめ不登校対策委員会を中心に、適切に対応する。

○いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ、進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに、転校や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら適切な引継ぎを行う。

④地域や家度との連携

○PTAとの共催により、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に、インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。

具体的には、毎年度、PTAとの協議により、実施要項を定め計画的に実施する。

○学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや学校だよりにより、保護者、地域の方々へ周知する。

○本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」において、「自分たちが地域のためにできること」をテーマに、生徒による地域へのボランティア活動・生徒と地域の方々とが交流する内容を取り入れて実施する。具体的には、毎年度の故郷復興プロジェクトにおいて企画・実施する。

⑤関係機関との連携

○いじめを含めた生徒の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、地域における青少年健全育成事業などを、校区地域ぐるみ青少年健全育成推進協議会をはじめ、地域団体・地域の関係機関との協働により取り組む。

(3) 重大事態への対処

①重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として規定がある。

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑があると認めるとき。いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさいる疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などが考えられる。

②重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

従って、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「仙台市立寺岡中学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。

また、市教育委員会が主体となつて調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考 <重大事態の調査主体と調査組織> 市基本方針より

a) 学校が主体となって調査を行う場合

【対象事案】

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【調査組織】

学校に設置の「学校いじめ不登校対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

【対象事案】

○学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事業の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

【調査組織】

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ

設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

③調査結果の提供及び報告

学校は、「仙台市立寺岡中学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

4. その他の重要事項

- (1) 本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。
- (2) 本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。またその中で、本基本方針の見直しに関する意見があつた場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで必要な見直しを行う。
- (3) 本基本方針は、平成26年4月1日より運用する。